

錦江町監査公表 7 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 2 年 12 月 17 日

錦江町監査委員 牧原 剛
同 浪瀬 亮祐

監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和 2 年 11 月 4 日（水）
午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分
- 3 監査の実施場所 錦江町木質バイオマス施設
- 4 監査を行なった委員
牧原 剛、浪瀬 亮祐
- 5 監査の対象
今回の監査は、産業建設課が所管する木質バイオマス施設を対象とした。
- 6 監査の着眼点
施設の運営及び管理は適切に行われているか
- 7 監査の実施内容
施設の概要及び図面、稼働状況などの資料をもとに、現地において産業建設課長及び同課担当者から、運営や設備の状況等について説明を聴取した。
- 8 監査の結果
 - (1) 施設の概要
地域の防災・減災と低炭素化を実現するための、木質バイオマスガス化熱電併給設備であり、錦江町の災害対策支部である役場田代支所及び避難所のひとつである田代保健福祉センター並びに宮前水源地への送電と、近隣施設等への熱源（温水）供給を行うことを目的としている。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はなかった。

(3) 意見

施設の冷却用循環水に農業用水を活用し、それにより温まった水を隣接のレンコン圃場へ供給したり、余熱を木材業者が販売用薪の乾燥に活用するなど、経費を抑えつつ農林業方面へも有効活用していることが伺えた。

また、新たにチップ乾燥施設に屋根を設置したり、チップ納入業者に乾燥を徹底させたり、チップの水分量をこまめにチェックするなどして改善を図りながら、安定した施設稼働のために最善を尽くしていることが伺えた。

しかしながら、それでも稼働率が安定しない要因として、以下の事柄に苦慮しているようである。

- (1) 稼働状況の良し悪しが、台風や長雨等によるチップの含水量増加や、設備の機能として九州電力が供給している電力の状況により負荷がかかることを防ぐために自動停止することなど、如何ともしがたいものに左右されること
- (2) それらにより停止した設備を、昼夜や悪天候を問わずその都度再起動させなければならないこと
- (3) 設備の仕組みや装置の機能など、高度で専門的な知識が求められ、機器のトラブル等への即応が難しいこと

これらのことから、今回の監査の着眼点である施設の運営が適切に行われているかどうかについては、稼働率（月間稼働率など）のみを運営状況の良し悪しとして判断するための指標とすることには限度があり、有効活用状況などを加味した上で判断した。

しかしながら防災・減災の見地に立つと、常に稼働していることが重要であることは言うまでもないわけであるが、そのために求められる担当職員の対応にも限度があると思われることから、(2)と(3)については、例えば専門的なスタッフを常駐させるなどすれば、改善が可能であろうと考える。

また安全面への配慮として、施設への侵入防止柵が設けてはあるが、冷却用循環水をレンコン圃場へ送るための貯水槽に、設備保護及び転落等防止のため蓋を設置されたい。

9 まとめ

産業建設課においては、施設の管理・運営、有効活用の面において相当に努力されており、敬意を表する。一方、担当者の負担はかなりのものと推察され、業務上の環境改善が必要と考える。

また、意見でも述べたが、当該施設はあくまでも防災・減災が目的のひ

とつとなっており、安定した稼働が求められるものである。町職員が主で行っている管理の仕方については、再考の余地があるものと思われる。